

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年7月28日提出
【計算期間】	第21期 （自 平成21年10月29日 至 平成22年4月28日）
【ファンド名】	フォルティス日本小型株オープン
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	谷下 明芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2934
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

このファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国の金融商品取引所[※]上場株式のうち小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じです。

<ファンドの基本的性格>

当ファンドは、追加型投信／国内／株式に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類および属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型/追加型（※1）	投資対象地域（※2）	投資対象資産（収益の源泉）（※3）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

（※1）追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

（※2）投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※3）投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が株式の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産（※4）	決算頻度	投資対象地域（※5）	投資形態
株式 一般/大型株/中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリー ファンド
債券 一般/公債/社債	年4回 年6回	北米 欧州	ファンド・オブ・ ファンズ
その他債券	(隔月)	アジア	
クレジット属性	年12回	オセアニア	
不動産投信	(毎月)	中南米	
その他資産 (投資信託証券(株式・中小型株))	日々 その他	アフリカ 中近東（中東） エマージング	
資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型			

（※4）投資対象資産による区分でその他資産（投資信託証券(株式・中小型株)）とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいい、当ファンドは主要投資対象のフォルティス日本小型株オープンマザーファンドの投資信託証券（受益証券）を通じて中小型株の株式を実質投資対象資産とします。

（※5）投資対象地域の日本とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページ
をご参照下さい。 <http://www.toushin.or.jp/>

（２）【ファンドの沿革】

平成11年 9月24日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成11年10月12日 当ファンドの募集開始

平成11年10月29日 信託契約締結

平成11年10月29日 当ファンドの設定

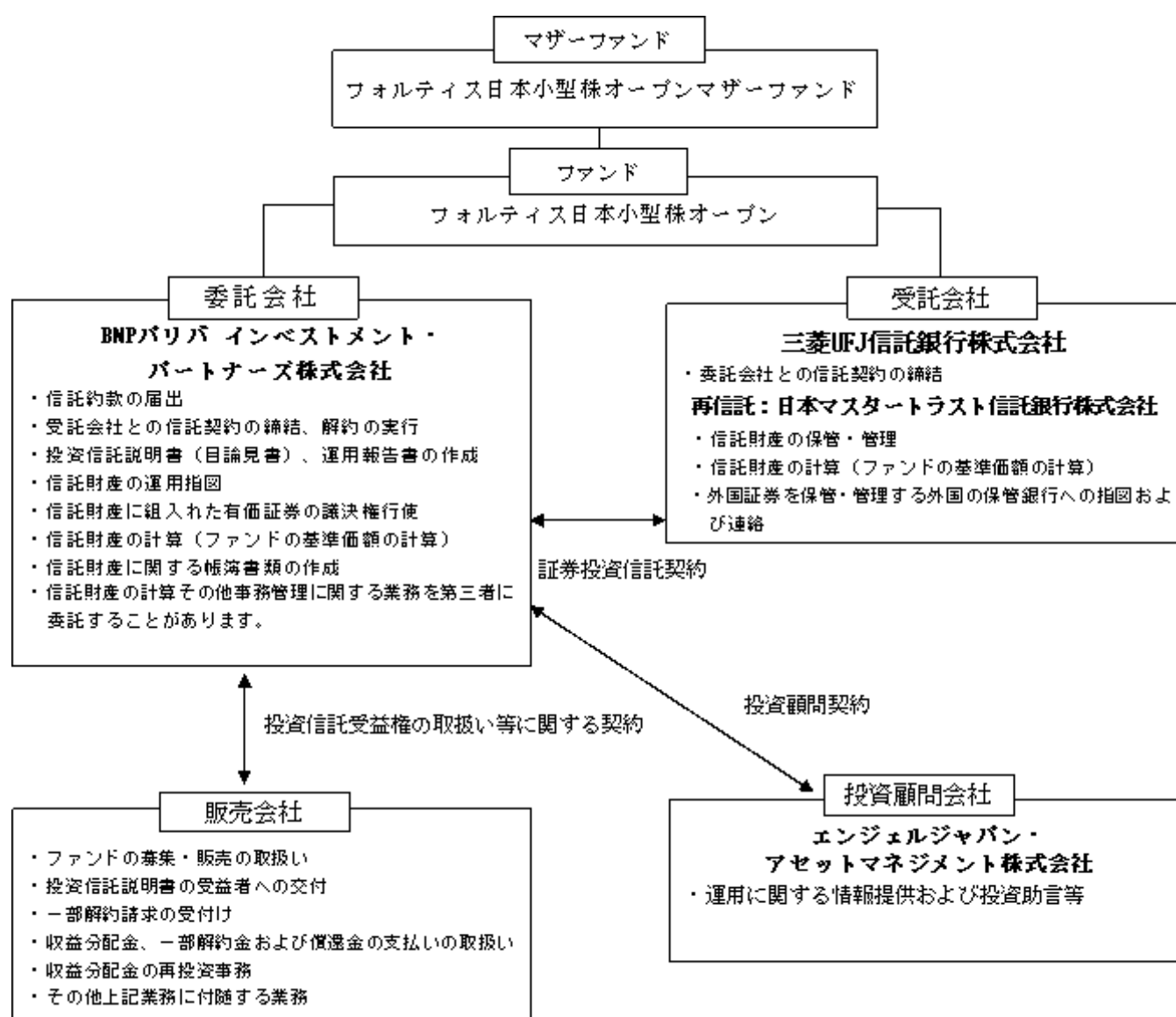
平成11年10月29日 当ファンドの運用開始

平成22年 7月 1日

当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

（３）【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



①ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
-----	---------

《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。
《投資顧問会社》 エンジェルジャパン・ アセットマネジメント株式会社	運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

＜証券投資信託契約＞

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

＜投資信託受益権の取扱い等に関する契約＞

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

＜投資顧問契約＞

委託会社と投資顧問会社との間では、投資顧問契約を締結しております。契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、投資顧問会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

B 委託会社等の概況（本書提出日現在）

資本金の額 4億5,000万円

沿革 平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

A 運用方針

主として、フォルティス日本小型株オープンマザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）を投資対象とします。

B 投資態度

- ①親投資信託受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。また、市況動向によっては有価証券への直接投資を行うこともあります。
- ②株式以外の資産への実質投資割合（親投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。
- ③親投資信託の運用に関してはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
- ④ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（ご参考） フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの運用の基本方針

A 投資対象

わが国金融商品取引所上場株式のうち小型株を主要な投資対象とします。

B 投資態度

- ①企業業績、株価ともに今後の成長性に注目し、潜在成長力が高いと見込まれる革新的な高成長企業の株式を厳選して分散投資します。
- ②組入銘柄の選定にあたっては企業訪問によるボトムアップ・リサーチを基本とし、（イ）中長期高成長戦略の有無、妥当性、（ロ）短期的業績の信頼性、（ハ）企業経営者の理念、志、（ニ）財務面の裏付けなどを中心に成長性、収益性、安全性、革新性、株価水準を総合的に評価判断します。
- ③株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。
- ④なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

A 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主とし親投資信託に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- ①株券または新株引受権証券
- ②国債証券
- ③地方債証券
- ④特別の法律により法人の発行する債券
- ⑤社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ⑥特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいいます。）
- ⑦特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号に定めるものをいいます。）
- ⑧協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。）
- ⑨特定目的別会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）
- ⑩コマーシャル・ペーパー
- ⑪新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- ⑫証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいい、外国証券投資信託の受

益証券を除きます。）

- ⑬投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
- ⑭オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、外国投資証券を除いた有価証券に係るものに限ります。）
- ⑮預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号に定めるもので本邦通貨建のものとしします。）
- ⑯貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、①の証券または証書、⑮の証券または証書のうち①の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、②から⑥までの証券ならびに⑮の証券のうち②から⑥までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、⑫および⑬の証券を以下「投資信託証券」といいます。

B 投資対象とする金融商品

前記Aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- ①預金
- ②指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ③コール・ローン
- ④手形割引市場において売買される手形
- ⑤抵当証券

前記Aにかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を①から④までに掲げる金融商品により運用することの指図ができるものとしします。

C その他の投資対象

- ①信用取引の売付けができるものとしします。ただし、売付けたものは買戻しまたは現渡しにより決済することができるものとしします。
- ②わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとしします。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとしします。
- ③わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとしします。
- ④異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができるものとしします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとしします。
- ⑤金利先渡し取引※および為替先渡し取引を行うことができるものとしします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとしします。
- ⑥信託財産に属する有価証券を貸付けることができるものとしします。
- ⑦一部解約金にかかる支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができるものとしします。

※「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

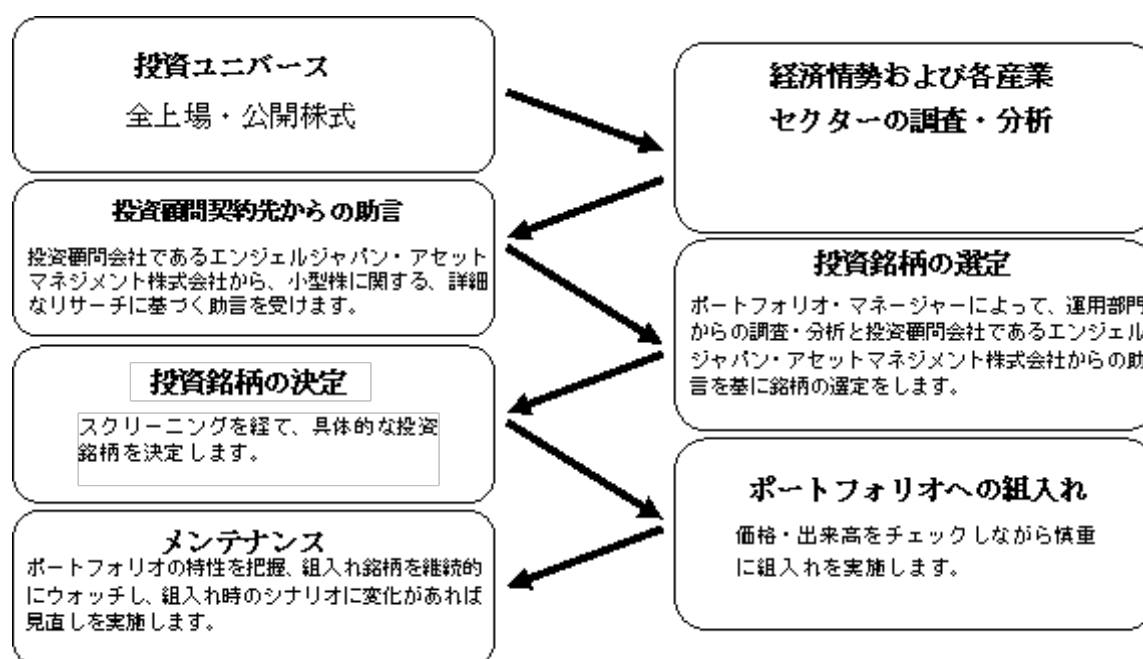
A 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

B 意思決定プロセス

- ①運用部門（５名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- ②投資顧問契約先である、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社から、ボトムアップ・アプローチによる個別企業の調査・分析情報及び運用戦略情報に基づいた助言を受けます。
- ③ファンドマネージャーは、上記調査・分析結果及び投資顧問契約先であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を参考にして、運用戦略に沿った投資計画を作成し、銘柄のスクリーニングを経て、実際の投資を行います。
- ④運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックはパフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会で行われます。法務・コンプライアンス部門による投資行動のチェック及び組入れ銘柄を継続的に注視します。組入れ時のシナリオに変化があれば見直しを実施すべく運用部門に注意喚起を行います。運用部門はこれを受け、組入銘柄の見直しを実施します。運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

投資意思決定プロセス



※上記の内容は本書提出日現在であり、運用体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

BNPパリバグループの概要（本書提出日現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは信用格付において世界の上位6銀行の一角を占める金融機関です（スタンダード&プアーズによる）。80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、並びにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、それぞれ業界のキープレイヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。BNPパリバは、米国においても強力なプレゼンスを築いており、アジアと新興市場にも重要な拠点を有しています。日本国内においても、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。2010年4月1日、BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは、経営統合いたしました。フォルティス・インベストメンツの運用実績と世界に広がる拠点網が、BNPパリバ インベストメント・パートナーズのフレキシブルなパートナーシップ・モデルとこれまで培われた運用戦略と融合し、相乗効果をもたらすものとなりました。約1200人の各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを提供しています。

（４）【分配方針】

A 収益分配方針

毎決算毎に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

B 収益の分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- ①配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ③収益調整金（追加信託金のうち元本相当額以外の金額＝既発生収益相当額として計上された金額）は、毎計算期末において分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合は、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。
- ④毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

C 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金は、自動けいぞく投資コースの受益者の場合はその契約にしたがって計算期末の翌営業日に手取金をもって、当ファンドの買付を自動的に行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払を開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

A 信託約款に基づく主な投資制限

- ①親投資信託への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあ

る新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

B 信託約款によるその他の投資範囲・投資制限の詳細

①投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

②同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

③同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じです。）
- (b) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超

えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨有価証券の売却および再投資の指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- (b) 委託会社は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

C 法令により制限される取引等

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

◆同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

◆デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が 定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

A 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失はすべてご投資家に帰属します。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。

<当ファンドのリスクの特性>

当ファンドの投資対象には、新興企業の株式が多く含まれます。一般に新興企業の株式は、発行済株式時価総額および取引される株式数が少なく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、概ね価格変動は大きくなる傾向があります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

①価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

②流動性リスク

組入れられている株式の市場規模や取引量が少ないために、売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

③信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意事項＞

◆解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

◆ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

◆システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

◆当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等に所要の手続きを経て繰上償還されることがあります。

＜投資信託についての一般的な留意事項＞

◆市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

◆ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

◆投資信託は保険契約ではありません。

◆投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

◆投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。

◆投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

◆投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うことになります。

◆銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

＜法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点＞

◆当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

①パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CIO、CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、インベストメント・リスク管理部の代表者、業務部門の代表者、CIO、監査役
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限／責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

※上記の内容は本書提出日現在であり、ファンドの投資リスクに対する管理体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）となります。申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が加算されます。

- ①償還乗換えにより当ファンドの取得の申込みをされる場合は、当該償還金額の範囲内で取得する口数については無手数料とします。償還金額を超える金額に対応する口数については、基準価額に3%（税抜き）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）が必要となります。なお、手数料に係る消費税等相当額が加算されます。

「償還乗換え」とは、取得申込み日の属する月の前3ヵ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。その場合、下記の取扱いを行います。

（イ）信託期間を延長した証券投資信託にあっては、償還金の中に当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金または一部解約代金を含むこととします。

（ロ）追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。

販売会社により対応が異なります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

- ②委託会社の指定する販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託会社の指定する販売会社において、当該信託の信託終了日の1年前以内に当該販売会社がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社がそれぞれ別に定める期間以内に、当該販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みを行う場合の手数料率を、前述の申込手数料以下の独自の料率に定めることができます。

詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

（2）【換金（解約）手数料】

①解約手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.5%を乗じた額とします。

（3）【信託報酬等】

信託期間を通じて、信託財産の純資産総額に対し、年1.68%（税抜年1.60%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.9975%（税抜0.95%）、販売会社が年率0.5775%（税抜0.55%）、受託会社が年率0.105%（税抜0.10%）になります。

信託報酬の支払は、毎計算期末に当該計算期末までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了時まで計上された金額を信託財産中から支弁します。また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

下記のその他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

信託事務の諸費用	・ 信託財産に関する租税 ・ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用 ・ 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	・ ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 ・ 先物・オプション取引に要する費用 ・ その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 当該各費用に係る消費税相当額

※その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識する場合があるため、予め具体的な金額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

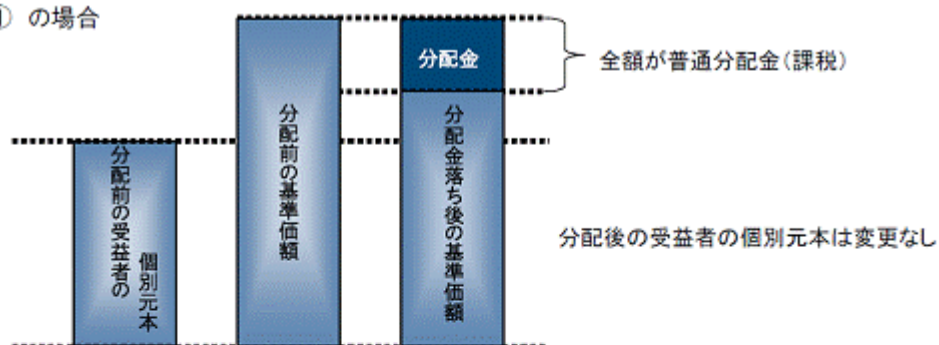
①個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉をご参照下さい。）

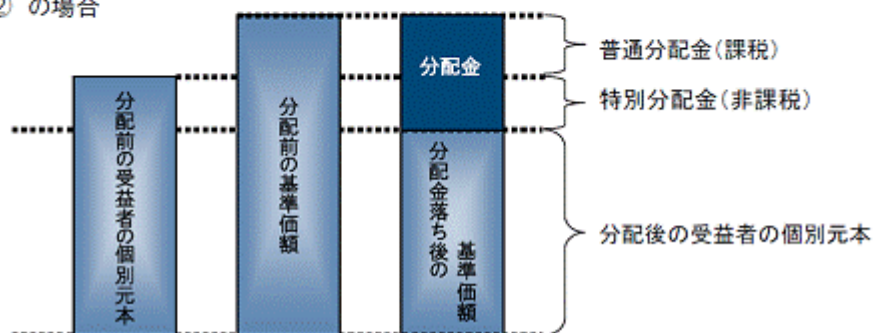
②収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① の場合



② の場合



③個人、法人別の課税の取扱いについて

A 個人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

<損益通算について>

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B 法人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

<益金不算入制度について>

当ファンドは益金不算入制度の適用があります。

※ マル優制度（少額貯蓄非課税制度）の適用はありません。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年5月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	320,550,912	100.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△576,414	△0.18
合計（純資産総額）		319,974,498	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成22年5月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託受益証券	フォルティス日本小型株 オープンマザーファンド	1,141,156,685	0.3073 350,753,363	0.2809 320,550,912	100.18

B 種類別の投資比率

平成22年5月末日現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.18

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年5月末日から平成22年5月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成12年4月28日）	676	676	9,563	9,563
第2期	（平成12年10月30日）	249	249	8,665	8,665
第3期	（平成13年5月1日）	199	199	8,874	8,874
第4期	（平成13年10月29日）	195	195	6,939	6,939
第5期	（平成14年4月30日）	599	599	7,026	7,026
第6期	（平成14年10月28日）	515	515	5,278	5,278
第7期	（平成15年4月28日）	429	429	4,812	4,812
第8期	（平成15年10月28日）	716	722	10,704	10,804
第9期	（平成16年4月28日）	2,238	2,249	20,864	20,964
第10期	（平成16年10月28日）	1,721	1,721	16,784	16,784
第11期	（平成17年4月28日）	2,180	2,191	19,749	19,849
第12期	（平成17年10月28日）	1,812	1,812	20,414	20,414
第13期	（平成18年4月28日）	1,511	1,517	23,256	23,356
第14期	（平成18年10月30日）	1,236	1,236	18,409	18,409
第15期	（平成19年5月1日）	936	936	15,045	15,045
第16期	（平成19年10月29日）	859	859	13,500	13,500
第17期	（平成20年4月28日）	504	504	8,717	8,717
第18期	（平成20年10月28日）	272	272	4,806	4,806
第19期	（平成21年4月28日）	282	282	5,400	5,400
第20期	（平成21年10月28日）	395	395	7,561	7,561
第21期	（平成22年4月28日）	353	353	7,233	7,233
	平成21年5月末日	365	—	6,310	—
	平成21年6月末日	370	—	6,937	—
	平成21年7月末日	384	—	7,215	—
	平成21年8月末日	414	—	7,789	—
	平成21年9月末日	404	—	7,714	—
	平成21年10月末日	389	—	7,437	—
	平成21年11月末日	336	—	6,446	—
	平成21年12月末日	337	—	6,531	—
	平成22年1月末日	326	—	6,632	—
	平成22年2月末日	302	—	6,172	—
	平成22年3月末日	330	—	6,728	—
	平成22年4月末日	359	—	7,362	—
	平成22年5月末日	319	—	6,592	—

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	—
第2期計算期末	—
第3期計算期末	—
第4期計算期末	—
第5期計算期末	—
第6期計算期末	—
第7期計算期末	—
第8期計算期末	100
第9期計算期末	100
第10期計算期末	—
第11期計算期末	100
第12期計算期末	—
第13期計算期末	100
第14期計算期末	—
第15期計算期末	—
第16期計算期末	—
第17期計算期末	—
第18期計算期末	—
第19期計算期末	—
第20期計算期末	—
第21期計算期末	—

③【収益率の推移】

		収益率（％）
第1期	（平成12年4月28日）	△4.4
第2期	（平成12年10月30日）	△9.4
第3期	（平成13年5月1日）	2.4
第4期	（平成13年10月29日）	△21.8
第5期	（平成14年4月30日）	1.3
第6期	（平成14年10月28日）	△24.9
第7期	（平成15年4月28日）	△8.8
第8期	（平成15年10月28日）	124.5
第9期	（平成16年4月28日）	95.9
第10期	（平成16年10月28日）	△19.6
第11期	（平成17年4月28日）	18.3
第12期	（平成17年10月28日）	3.4
第13期	（平成18年4月28日）	14.4
第14期	（平成18年10月30日）	△20.8
第15期	（平成19年5月1日）	△18.3
第16期	（平成19年10月29日）	△10.3
第17期	（平成20年4月28日）	△35.4
第18期	（平成20年10月28日）	△44.9
第19期	（平成21年4月28日）	12.4
第20期	（平成21年10月28日）	40.5
第21期	（平成22年4月28日）	△4.3

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（参考情報：フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの投資状況・投資資産）

（１）投資状況

平成22年5月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,533,339,040	97.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		41,979,086	2.66
合計（純資産総額）		1,575,318,126	100.00

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

A 評価額上位30銘柄

平成22年5月末日現在

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	グリー	情報・通信業	10,200	5,573 56,848,170	6,140 62,628,000	3.98
2	日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	880	60,600 53,328,000	68,400 60,192,000	3.82
3	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	293	213,200 62,467,600	203,800 59,713,400	3.79
4	日本	株式	MonotaRO	小売業	37,000	1,759 65,083,000	1,600 59,200,000	3.76
5	日本	株式	クックパッド	サービス業	7,300	8,400 61,320,000	7,620 55,626,000	3.53
6	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	173	335,000 57,955,000	321,000 55,533,000	3.53
7	日本	株式	フルヤ金属	その他製品	9,600	6,680 64,128,000	5,700 54,720,000	3.47
8	日本	株式	第一精工	電気機器	18,000	3,185 57,324,897	3,025 54,450,000	3.46
9	日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	340	174,805 59,433,813	156,600 53,244,000	3.38
10	日本	株式	ネクスト	サービス業	670	83,600 56,012,000	76,400 51,188,000	3.25
11	日本	株式	タケエイ	サービス業	36,000	1,351 48,636,000	1,300 46,800,000	2.97
12	日本	株式	フリービット	情報・通信業	130	396,500 51,545,000	335,500 43,615,000	2.77
13	日本	株式	アサックス	その他金融業	413	101,800 42,043,400	103,100 42,580,300	2.70
14	日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	27,000	1,861 50,247,000	1,564 42,228,000	2.68
15	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	360	127,000 45,720,000	115,000 41,400,000	2.63
16	日本	株式	FCM	非鉄金属	17,000	2,260 38,420,000	2,170 36,890,000	2.34
17	日本	株式	大研医器	精密機器	46,000	902 41,492,000	795 36,570,000	2.32
18	日本	株式	イー・ギャランティ	その他金融業	170	250,000 42,500,000	210,000 35,700,000	2.27
19	日本	株式	テラ	サービス業	30,000	1,270 38,100,000	1,169 35,070,000	2.23
20	日本	株式	ダイセキ環境ソリューション	建設業	270	125,000 33,750,000	127,800 34,506,000	2.19
21	日本	株式	大幸薬品	医薬品	20,000	1,569 31,380,000	1,658 33,160,000	2.10

22	日本	株式	アニコム ホールディングス	保険業	11,500	2,980 34,269,424	2,791 32,096,500	2.04
23	日本	株式	カービュー	サービス業	230	159,938 36,785,751	136,200 31,326,000	1.99
24	日本	株式	SHO-B I	その他製品	53,500	647 34,614,500	546 29,211,000	1.85
25	日本	株式	ダイト	医薬品	19,000	1,595 30,301,779	1,507 28,633,000	1.82
26	日本	株式	データホライゾン	情報・通信業	22,200	1,400 31,080,000	1,280 28,416,000	1.80
27	日本	株式	リニカル	サービス業	55,000	675 37,125,000	500 27,500,000	1.75
28	日本	株式	ソケッツ	情報・通信業	12,600	2,830 35,658,000	1,990 25,074,000	1.59
29	日本	株式	アイケイコーポレーション	卸売業	900	32,850 29,565,000	27,100 24,390,000	1.55
30	日本	株式	セルシス	情報・通信業	120	202,200 24,264,000	187,400 22,488,000	1.43

B 業種別の投資比率

平成22年5月末日現在

種類	国/地域	業種	投資比率（％）
株式	日本	サービス業	26.17
		情報・通信業	20.52
		小売業	8.45
		機械	6.32
		卸売業	6.28
		その他製品	5.33
		その他金融業	4.97
		電気機器	4.64
		医薬品	3.92
		非鉄金属	2.34
		精密機器	2.32
		建設業	2.19
		保険業	2.04
		倉庫・運輸関連業	0.96
		化学	0.88
合計			97.34

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他の投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成11年10月29日)から第21期末(平成22年4月28日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,133,240,000	425,640,000
第2期	33,900,000	454,060,000
第3期	32,930,000	95,040,000
第4期	77,280,000	21,480,000
第5期	627,700,000	55,380,000
第6期	299,050,000	175,490,000
第7期	6,720,000	92,010,000
第8期	35,680,000	258,360,000
第9期	976,647,876	572,629,826
第10期	1,787,455,583	1,834,968,514
第11期	839,141,230	760,516,526
第12期	292,187,213	508,588,985
第13期	148,392,728	386,295,539
第14期	165,963,858	144,402,811
第15期	110,451,587	159,504,871
第16期	144,611,036	130,141,071
第17期	107,031,625	164,610,579
第18期	39,309,523	51,824,777
第19期	17,134,871	61,529,393
第20期	253,886,854	252,579,175
第21期	38,214,424	73,093,525

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の正午までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

お申込代金の計算

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
一般コース	1万口以上 1万口単位	取得申込受付日の基準価額×お申込口数＝お申込金額。 これに、1口当たり上記の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料と手数料に係る消費税等相当額が加算された金額となります。
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位	取得申込受付日の基準価額×お申込口数＝お申込金額。 これに、1口当たり上記の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料と手数料に係る消費税等相当額がお申込金額の中で精算されます。

自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。

②お申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

③お申込手数料

取得申込受付日の基準価額×3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）とします。

◆消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

「自動継続投資コース」に係る収益分配金の再投資による、お申込手数料はかかりません。

お申込手数料の詳細は販売会社にご確認ください。

④お申込単位

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

「自動継続投資コース」に係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1口の整数倍をもって取得のお申込みができます。

※金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある時は、委託会社は取得申込受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

①ご換金の受付

委託会社は、ご換金（解約）の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

お申込みの販売会社の毎営業日にご換金のお申込みができます。ただし、当日の受付は正午までとします。

※換金の請求を行うご投資家は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②換金単位

一般コースでお申込みいただいた場合：1万口単位

自動けいぞく投資コースでお申込みいただいた場合：1口単位

③換金価額

解約請求受付日の基準価額とします。

④信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.5%を乗じた金額とします。

⑤支払開始日

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いいたします。

※金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある時は、委託会社はご換金の受付を中止することができます。受付が中止された場合には、ご投資家は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、ご投資家がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、上記の「換金価額」で算出した価額とします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【管理及び運営の概要】

（1）【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した1口当りの金額をいいます。ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

②公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（掲載名「日本小型」）

《委託会社へのお問い合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://am.japan.bnpparibas.com/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。

(4) 【計算期間】

計算期間は原則として毎年10月29日から翌年4月28日まで、および毎年4月29日から同年10月28日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(I) ファンドの償還条件

A (イ) 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(ロ) 委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して 書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

B 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める とき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(II) 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同 じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(III) 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（IV）信託約款の変更

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、Aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C Bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D Cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、Aの信託約款の変更をしません。
- E 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（V）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

（VI）信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

A 分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

B 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

C 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

D 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

E 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

F 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

G 投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「（5）その他（I）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（IV）信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

H 異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「（5）その他（I）ファンドの償還条件」または「（IV）信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

I 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。但し、第20期計算期間（平成21年4月29日から平成21年10月28日まで）については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（平成21年4月29日から平成21年10月28日まで）及び、第21期計算期間（平成21年10月29日から平成22年4月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【フォルティス日本小型株オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第20期 (平成21年10月28日現在)	第21期 (平成22年4月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	288,199	190,617
親投資信託受益証券	395,929,296	354,078,909
未収入金	4,219,254	3,126,613
流動資産合計	400,436,749	357,396,139
資産合計	400,436,749	357,396,139
負債の部		
流動負債		
未払解約金	922,560	637,321
未払受託者報酬	197,814	174,306
未払委託者報酬	2,967,079	2,614,564
その他未払費用	420,000	420,000
流動負債合計	4,507,453	3,846,191
負債合計	4,507,453	3,846,191
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 523,661,917	※1, ※2 488,782,816
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △127,732,621	※3 △135,232,868
（分配準備積立金）	47,494,595	41,304,280
元本等合計	395,929,296	353,549,948
純資産合計	395,929,296	353,549,948
負債純資産合計	400,436,749	357,396,139

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20期 自 平成21年 4 月29日 至 平成21年10月28日	第21期 自 平成21年10月29日 至 平成22年 4 月28日
営業収益		
受取利息	10	—
有価証券売買等損益	119,431,026	△16,200,387
営業収益合計	119,431,036	△16,200,387
営業費用		
受託者報酬	197,814	174,306
委託者報酬	2,967,079	2,614,564
その他費用	420,000	420,000
営業費用合計	3,584,893	3,208,870
営業利益又は営業損失（△）	115,846,143	△19,409,257
経常利益又は経常損失（△）	115,846,143	△19,409,257
当期純利益又は当期純損失（△）	115,846,143	△19,409,257
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	22,321,928	△6,257,664
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△240,299,178	△127,732,621
剰余金増加額又は欠損金減少額	111,284,709	18,269,235
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	111,284,709	18,269,235
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	92,242,367	12,617,889
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	92,242,367	12,617,889
分配金	※1 —	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△127,732,621	△135,232,868

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第20期 自 平成21年4月29日 至 平成21年10月28日	第21期 自 平成21年10月29日 至 平成22年4月28日
有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。時価評価にあたっては、親投 資信託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第20期 (平成21年10月28日現在)	第21期 (平成22年4月28日現在)
※1 期首元本額	522,354,238 円	523,661,917 円
期中追加設定元本額	253,886,854 円	38,214,424 円
期中解約元本額	252,579,175 円	73,093,525 円
※2 計算期間末日における受益権の総 数	523,661,917 口	488,782,816 口
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は、127,732,621円であ ります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は、135,232,868円であ ります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第20期 自 平成21年4月29日 至 平成21年10月28日	第21期 自 平成21年10月29日 至 平成22年4月28日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額（9円）、 解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買 等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （634,881,349円）及び分配準備積立金 （47,494,586円）より分配対象収益は682,375,944 円（1万口当たり13,030.84円）であります。分配 を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、 解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買 等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （595,843,645円）及び分配準備積立金 （41,304,280円）より分配対象収益は637,147,925 円（1万口当たり13,035.39円）であります。分配 を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第21期 自 平成21年10月29日 至 平成22年4月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについてはリスク管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

	第21期 (平成22年4月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引

(3) 上記以外の金融商品

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第20期 (平成21年10月28日現在)		第21期 (平成22年4月28日現在)
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	395,929,296 円	97,990,019 円	△8,860,604 円
合計	395,929,296 円	97,990,019 円	△8,860,604 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第20期（平成21年10月28日現在）

該当事項はありません。

第21期（平成22年4月28日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第20期（自 平成21年4月29日 至 平成21年10月28日）

該当事項はありません。

第21期（自 平成21年10月29日 至 平成22年4月28日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第20期 (平成21年10月28日現在)		第21期 (平成22年4月28日現在)	
1口当たり純資産額	0.7561 円	1口当たり純資産額	0.7233 円
(1万口当たり純資産額	7,561 円)	(1万口当たり純資産額	7,233 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	フォルティス日本小型株オープン マザーファンド	1,150,727,688 円	0.3077 円	354,078,909 円
合計		1,150,727,688 円		354,078,909 円

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（1）貸借対照表

区分	注記 番号	（平成21年10月28日現在）	（平成22年4月28日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		32,875,419	49,712,359
株式		1,946,173,000	1,697,198,200
未収入金		4,841,508	832,548
未収配当金		4,666,000	13,027,990
未収利息		45	68
流動資産合計		1,988,555,972	1,760,771,165
資産合計		1,988,555,972	1,760,771,165
負債の部			
流動負債			
未払金		3,366,836	12,165,656
未払解約金		14,502,769	12,689,761
流動負債合計		17,869,605	24,855,417
負債合計		17,869,605	24,855,417
純資産の部			
元本等			
元本	※1,※4	6,174,074,742	5,641,105,260
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)	※3	△4,203,388,375	△3,905,189,512
元本等合計		1,970,686,367	1,735,915,748
純資産合計		1,970,686,367	1,735,915,748
負債純資産合計		1,988,555,972	1,760,771,165

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成21年4月29日 至 平成21年10月28日	自 平成21年10月29日 至 平成22年4月28日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年10月28日現在)	(平成22年4月28日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,659,789,099 円	6,174,074,742 円
同期中における追加設定元本額	574,531,533 円	72,093,979 円
同期中における解約元本額	1,060,245,890 円	605,063,461 円
※2 同期末における元本の内訳		
フォルティス日本小型株オープン	1,240,380,003 円	1,150,727,688 円
エース新小型成長株オープン	4,933,694,739 円	4,490,377,572 円
計	6,174,074,742 円	5,641,105,260 円
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,203,388,375円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,905,189,512円であります。
※4 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	6,174,074,742 口	5,641,105,260 口

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	自 平成21年10月29日 至 平成22年4月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年4月28日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引

(3) 上記以外の金融商品

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係に関する注記)
 売買目的有価証券

種類	(平成21年10月28日現在)		(平成22年4月28日現在)
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,946,173,000 円	451,951,360 円	△125,170,279 円
合計	1,946,173,000 円	451,951,360 円	△125,170,279 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(平成21年10月28日現在)

該当事項はありません。

(平成22年4月28日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成21年4月29日 至 平成21年10月28日)

該当事項はありません。

(自 平成21年10月29日 至 平成22年4月28日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成21年10月28日現在)		(平成22年4月28日現在)	
1口当たり純資産額	0.3192円	1口当たり純資産額	0.3077 円
(1万口当たり純資産額	3,192円)	(1万口当たり純資産額	3,077円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄名	株数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ダイセキ環境ソリューション	270	125,000	33,750,000	
ネクスト	670	83,600	56,012,000	
日本M&Aセンター	173	335,000	57,955,000	
アイレップ	175	103,200	18,060,000	
タケエイ	36,000	1,351	48,636,000	
カービュー	205	160,200	32,841,000	
UBIC	4,000	1,648	6,592,000	
GCAサヴィアングループ	170	116,900	19,873,000	
エス・エム・エス	360	127,000	45,720,000	
メディサイエンスプランニング	18,400	1,065	19,596,000	
リニカル	55,000	675	37,125,000	
テラ	30,000	1,270	38,100,000	
クックパッド	7,300	8,400	61,320,000	
エスアールジータカミヤ	50,100	381	19,088,100	
夢の街創造委員会	400	66,400	26,560,000	
Monotaro	38,700	1,759	68,073,300	
ディーブイエックス	6,000	2,460	14,760,000	
スタートトゥデイ	330	213,200	70,356,000	
トレジャー・ファクトリー	15,000	1,059	15,885,000	

シップヘルスケアホールディングス	1,100	60,600	66,660,000	
アイケイコーポレーション	900	32,850	29,565,000	
デジタルハーツ	310	178,300	55,273,000	
データホライゾン	22,200	1,400	31,080,000	
グリー	10,500	5,580	58,590,000	
ソケット	12,600	2,830	35,658,000	
プロシップ	8,200	1,160	9,512,000	
セルシス	120	202,200	24,264,000	
e B A S E	68	220,100	14,966,800	
AQインタラクティブ	50	178,500	8,925,000	
フリービット	130	396,500	51,545,000	
エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	66	249,200	16,447,200	
シナジーマーケティング	28,800	820	23,616,000	
東山フイルム	5,200	819	4,258,800	
ソースネクスト	581	29,200	16,965,200	
トリケミカル研究所	23,600	380	8,968,000	
大幸薬品	20,000	1,569	31,380,000	
ダイト	17,000	1,613	27,421,000	
F C M	17,000	2,260	38,420,000	
太陽工機	26,800	546	14,632,800	
野村マイクロ・サイエンス	32,000	807	25,824,000	
エヌ・ピー・シー	27,000	1,861	50,247,000	
キトー	183	107,100	19,599,300	
テクノホライゾン・ホールディングス	65,400	297	19,423,800	
第一精工	16,500	3,275	54,037,500	
大研医器	46,000	902	41,492,000	
S H O - B I	53,500	647	34,614,500	
フルヤ金属	9,600	6,680	64,128,000	
アニコム ホールディングス	10,500	3,005	31,552,500	
イー・ギャランティ	170	250,000	42,500,000	
アサックス	413	101,800	42,043,400	
内外トランスライン	7,300	1,820	13,286,000	
合計	727,044		1,697,198,200	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年5月末日

I 資産総額	320,550,912 円
II 負債総額	576,414 円
III 純資産総額（I－II）	319,974,498 円
IV 発行済数量	485,392,922 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6592 円
（1万口当たりの純資産額	6,592 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

A 名義書換

該当事項はありません。

B 受益者等名簿

作成しません。

C 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

D 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

E 受益者集会等

該当するものは存在しません。

F 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

G 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

H 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法の定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

I 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

J 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

A 資本金の額（本書提出日現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 50,000株
発行済株式総数 9,000株
株式 記名式・額面100,000円
平成12年 5月10日に7,000万円の増資
平成12年12月26日に1億2,000万円の増資
平成13年 5月26日に3,000万円の増資
平成13年11月30日に1億7,500万円の増資
平成14年 9月27日に1億5,000万円の増資
平成17年 3月30日に8億500万円の減資
平成17年 3月30日に3億1,000万円の増資
平成21年 6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年 2月 5日に4億5,000万円の減資

B 委託会社等の機構

(1) 経営体制

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

①運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

②意思決定プロセス

A 運用部門(5名程度)が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

B 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

D 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

※上記の内容は本書提出日現在であり、運用体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

＜ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社＞平成22年6月末現在

委託会社が運用するファンドは56ファンド（追加型株式投資信託19本、単位型株式投資信託8本、単位型公社債投資信託30本）であり、純資産総額の合計額は2,046億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

＜ご参考：フォルティス・アセットマネジメント株式会社＞平成22年6月末現在

委託会社が運用するファンドは87ファンド（追加型株式投資信託62本、単位型株式投資信託25本）であり、純資産総額の合計額は3,295億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第11期 (平成21年 3月31日現在)		第12期 (平成22年 3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動資産	＊ 2	千円	千円	千円	千円
預金			142,714		650,883
前払費用			19,706		21,476
未収委託者報酬			365,880		630,040
未収運用受託報酬			94,114		79,709
未収投資助言報酬			61,005		68,017
未収収益			16,411		16,185
未収入金			29,222		8,019
未収還付法人税等			45,879		—
流動資産計				774,935	
固定資産	＊ 1 ＊ 1				
有形固定資産			105,913		96,126
建物		102,111		93,220	
器具備品		3,801		2,905	
無形固定資産			2,824		2,288
ソフトウェア		1,699		1,163	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			157,915		157,154
長期差入保証金		151,715		151,154	
投資有価証券		6,000		—	
その他	200		6,000		
固定資産計			266,653		255,568
資産合計			1,041,588		1,729,903

期別		第11期 (平成21年 3月31日現在)		第12期 (平成22年 3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			16,396		78,131
未払金			353,734		544,232
未払手数料		171,818		313,366	
未払委託調査費		152,884		196,124	
その他未払金		29,032		34,742	
未払費用			53,856		57,143
賞与引当金			43,709		41,815
役員賞与引当金			7,631		5,179
未払法人税等			—		3,895
流動負債計			475,328		730,397
固定負債					
退職給付引当金			304,191		347,596
役員退職慰労引当金			43,790		10,050
固定負債計			347,981		357,646
負債合計			823,310		1,088,043
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		457,777
資本準備金		37,000		7,777	
その他資本剰余金		200		450,000	
利益剰余金			△268,923		△265,918
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△344,423		△341,418	
株主資本合計			218,277		641,859
純資産合計			218,277		641,859
負債・純資産合計			1,041,588		1,729,903

（２）【損益計算書】

期別		第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,912,661		2,287,627
運用受託報酬			189,624		228,150
投資助言報酬			210,935		214,404
その他営業収益			69,521		63,660
営業収益計			3,382,743		2,793,843
営業費用					
支払手数料			1,342,714		1,058,102
広告宣伝費			34,680		7,306
調査研究費			62,550		51,923
委託調査費			630,546		513,358
委託計算費			108,158		97,072
営業雑経費			88,521		53,136
印刷費		85,007		49,900	
協会費		3,514		3,235	
営業費用計			2,267,170		1,780,901
一般管理費					
給料			821,408		825,549
役員報酬		81,717		72,320	
給料・手当		608,765		605,972	
賞与		130,925		147,256	
業務委託費			125,807		105,244
交際費			2,879		549
旅費交通費			34,404		16,160
事業税			4,414		5,135
租税公課			1,840		8,132
不動産賃借料			208,180		211,357
賞与引当金繰入額			43,709		41,815
役員賞与引当金繰入額			7,631		5,179
退職金			410		—
退職給付費用			71,250		55,464
役員退職慰労金			—		3,594
役員退職慰労引当金繰入額			4,915		10,050
固定資産減価償却費			10,516		10,613
諸経費			83,308		70,134
一般管理費計			1,420,675		1,368,979
営業利益又は営業損失（△）			△305,103		△356,037
営業外収益					
受取利息	* 1	1,582		562	
受取違約金		3,256		13,026	
雑益		1,130		2,189	
営業外収益計			5,969		15,778
営業外費用					
雑損失			—		208
経常利益又は経常損失（△）			△299,133		△340,468
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△299,133		△340,468
法人税、住民税及び事業税		1,744		950	
法人税等調整額		49,775	51,519	—	950
当期純利益又は当期純損失（△）			△350,652		△341,418

（３）【株主資本等変動計算書】

第11期
自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	—
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	—
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	—
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	—
	当期末残高	△350,652
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	△268,923
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	218,277
純資産合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	218,277

第12期

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	新株の発行 450,000
		その他資本剰余金へ振替 △450,000
	当期変動額合計	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	新株の発行 315,000
		その他利益剰余金へ振替 △344,223
	当期変動額合計	△29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替 △200
		資本金から振替 450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△344,423
	当期変動額	剰余金の配当 —
		資本剰余金から振替 344,423
		当期純損失 △341,418
	当期変動額合計	3,005
利益剰余金合計	当期末残高	△341,418
	前期末残高	△268,923
	当期変動額	3,005
株主資本合計	当期末残高	△265,918
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
純資産合計	当期末残高	641,859
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

重要な会計方針

項目	期別 第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）につ いては、社内における見込み利用可能 期間（5年）による定額法を採用して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支 給見込み額のうち当事業年度に負担す べき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給 見込み額のうち当事業年度に負担すべ き額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当 社退職金規定に基づく自己都合退職金 要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内 規に基づく期末要支給額を計上してお ります。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のため の重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。ただし、資産に係る控除 対象外消費税等については、発生事業年 度の期間費用としております。

会計方針の変更

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。	—

表示方法の変更

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。 （損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。 前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)		第12期 (平成22年3月31日現在)	
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	12,189千円	建物	21,080千円
器具備品	7,234千円	器具備品	8,009千円
＊2 関係会社項目		＊2 関係会社項目	
預金	62,244千円	預金	449,400千円

（損益計算書関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
＊1 関係会社取引項目		＊1 関係会社取引項目	
受取利息	1,400千円	受取利息	470千円

（株主資本等変動計算書関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	—	—	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	—	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

（リース取引関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日						
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>139,855千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>221,437千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>361,292千円</td></tr> </table>	1年内	139,855千円	1年超	221,437千円	合計	361,292千円
1年内	139,855千円						
1年超	221,437千円						
合計	361,292千円						

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	—
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	—
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	—
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	—
負債計	509,490	509,490	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	—	—	—
未収委託者報酬	630,040	—	—	—
長期差入保証金	—	151,154	—	—

追加情報

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	重要性が低いと記載を省略しております。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	

（デリバティブ取引関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>304,191千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>304,191千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>71,250千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	304,191千円	(2) 退職給付引当金	304,191千円	勤務費用	71,250千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>347,596千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>347,596千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>55,464千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円
(1) 退職給付債務	304,191千円												
(2) 退職給付引当金	304,191千円												
勤務費用	71,250千円												
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												

（税効果会計関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>123,775</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>17,785</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>17,818</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,575</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,368</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>96,278</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>260,602</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△260,602</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	123,775	賞与引当金	17,785	役員退職慰労引当金超過額	17,818	未払費用	3,575	その他	1,368	繰越欠損金	96,278	繰延税金資産小計	260,602	評価性引当金	△260,602	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債	—	繰延税金資産の純額	—	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>141,437</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>19,121</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>4,089</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>4,014</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,963</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>206,460</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>379,084</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△ 379,084</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	△ 379,084	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債	—	繰延税金資産の純額	—
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	123,775																																																
賞与引当金	17,785																																																
役員退職慰労引当金超過額	17,818																																																
未払費用	3,575																																																
その他	1,368																																																
繰越欠損金	96,278																																																
繰延税金資産小計	260,602																																																
評価性引当金	△260,602																																																
繰延税金資産合計	—																																																
繰延税金負債	—																																																
繰延税金資産の純額	—																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	△ 379,084																																																
繰延税金資産合計	—																																																
繰延税金負債	—																																																
繰延税金資産の純額	—																																																

（関連当事者関係）

1. 関連当事者との取引

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	—	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する情報

（1）親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	—	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369 百万リアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する情報

（1）親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	
１株当たり純資産	48,506円	１株当たり純資産	71,317円
１株当たり当期純損失	77,922円	１株当たり当期純損失	43,272円
損益計算書上の当期純損失	350,652千円	損益計算書上の当期純損失	341,418千円
１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	350,652千円	１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	341,418千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	7,890株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日												
該当ありません。	(吸収合併) ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。 (1) 企業結合の概要 1) 結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 <table data-bbox="970 1055 1414 1223"> <tr> <td>営業収益</td><td>3,618,439千円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>96,515千円</td></tr> <tr> <td>総資産額</td><td>3,661,567千円</td></tr> <tr> <td>総負債額</td><td>1,838,461千円</td></tr> <tr> <td>純資産額</td><td>1,823,106千円</td></tr> <tr> <td>従業員数</td><td>59名</td></tr> </table> 2) 企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。 3) 企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

平成22年7月1日付のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、定款の一部を変更しました。

＜変更事項＞

商号変更、株式の議決権行使の基準日、株主総会の招集者（議長）の定め、取締役会の議長の選定の定め

＜変更年月日＞

平成22年7月1日

(2) 訴訟事件その他の重要事項

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社との平成22年7月1日付の合併に伴い、同日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」に社名変更致しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成22年3月末日現在

「再委任先」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

※平成21年9月末日現在

「投資顧問会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社	10百万円	「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を営んでいます。

※平成22年3月末日現在

「販売会社」

(a) 名称	資本金の額 (b)	事業の内容 (c)
水戸証券株式会社	平成22年3月末日現在 12,272百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	平成22年3月末日現在 2,280百万円	
共和証券株式会社	平成21年3月末日現在 500百万円	
ばんせい山丸証券株式会社	平成22年3月末日現在 1,558百万円	
株式会社SBI証券	平成22年3月末日現在 47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	平成22年3月末日現在 7,196百万円	
マネックス証券株式会社	平成22年3月末日現在 7,425百万円	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 東京支店	平成22年2月末日現在 229,641千米ドル 邦貨換算：20,307百万円※	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	平成22年3月末日現在 2,850百万円	
日興コーディアル証券株式会社	平成22年3月末日現在 100,000百万円	
廣田証券株式会社	平成22年3月末日現在 600百万円	保険業法に基づき保険業を営んでおります。
三井生命保険株式会社	平成21年12月末日現在 167,280百万円	

※米ドルの円換算は、平成22年2月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル=88.43円）によります。

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「投資顧問会社」

当ファンドの投資顧問会社として、運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

平成22年1月28日 有価証券報告書（第20期）

平成22年1月28日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年12月9日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス日本小型株オープンの平成21年4月29日から平成21年10月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス日本小型株オープンの平成21年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前期の財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス日本小型株オープンの平成21年10月29日から平成22年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス日本小型株オープンの平成22年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。